

令和4年稲敷市農業委員会第9回総会

[9月12日]

- 
- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について  
日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
日程 4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について  
日程 5 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について  
日程 6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について  
日程 7 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）  
日程 8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）  
日程 9 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）
- 

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 議案第1号  
日程 5 議案第2号  
日程 6 議案第3号  
日程 7 議案第4号  
日程 8 議案第5号  
日程 9 議案第6号
- 

出席委員

1番	墳本典勇君	11番	山下恭一君
2番	山口幸一君	12番	野口克行君
3番	横田悌次君	13番	山口和彦君
4番	遠藤一行君	14番	篠崎惣壽君
5番	村山文雄君	16番	高須一郎君
6番	木内昌秀君	17番	篠崎文夫君
7番	吉田武君	18番	川島昇君
8番	内田和新君	19番	根本脩君
10番	黒田和夫君		

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	根本大君
農業委員会事務局長補佐	森田勝君
農業委員会事務局係長	宮本祐司君
農業委員会事務局主査	平沢心平君

---

午後2時開会

○農業委員会事務局長（根本大君） 令和4年9月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は17名です。欠席委員は、9番宮本委員であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

---

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。  
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は4番遠藤一行委員、5番村山文雄委員の両名を指名をいたします。

---

日程2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について

○議長（根本脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本大君） 議案書1ページをお開き願います。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」報告いたします。3ページまでの7件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作により耕作をしており、農業委員会によるあっせん等の希望はないものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

根本事務局長。

○農業委員会事務局長（根本 大君）

報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」報告いたします。

議案書4ページ、5ページの2件になります。受理番号1番につきましては、双方からの合意解約によるものであります。受理番号2番は、農地中間管理事業により、茨城県農林振興公社との間に利用権を設定した農地につきまして、合意解約するものであります。田5筆につきましては、この後の議案で再配分の計画が出されております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくお願ひいたします。

---

#### 日程4 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。なお、受理番号12番につきましては、議事参与の制限に該当し、受理番号13番から18番につきましては、関連する案件がありますので、議案第2号で一括して審議いたします。受理番号11番までについて、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 6ページをお開き願ひます。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

受理番号1番から受理番号11番でございます。売買による所有権移転3件、贈与による所有権移転2件、賃借権による権利の設定6件でございます。

受理番号1番 浮島宇西ノス外5地区、田3筆、畑4筆、4,690㎡、受理番号2番 浮島宇西ノス、田1筆、618㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため受贈するものでございます。なお、阿見町より発行された耕作証明書を確認しております。

受理番号3番 柴崎宇丹通、田1筆、畑2筆、1,502㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、買い受けるものでございます。

受理番号4番 佐倉宇佐倉原、畑1筆、389㎡、受理番号5番 佐倉宇佐倉原、畑1筆、2,689㎡、受理番号6番 柏木宇天神前、畑1筆、1,467㎡、受理番号7番 柏木宇天神前、畑1筆、294㎡、受理番号8番 柏木宇天神前、畑1筆、1,005㎡、受理番号9番 柏木宇天神前、畑1筆、1,019㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため、解除条件付きで、賃借権の設定をするものでございます。

受理番号10番 下馬渡宇宅地添、畑1筆、856㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大

のため、買い受けるものでございます。

受理番号11番 戊渡字中、田2筆、16, 102㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号受理番号1番から11番までの説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番、2番について、黒田委員より報告をお願いいたします。

○10番（黒田和夫君） 10番黒田です。受理番号1番、2番について、報告いたします。

9月3日に山田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積133アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○17番（篠崎文夫君） 17番篠崎です。受理番号3番について、報告いたします。

9月9日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。受人の農業生産法人要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機4台を所有しております。経営面積2,087アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番から9番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○14番（篠崎惣寿君） 14番篠崎です。受理番号4番から9番について、報告いたします。

9月7日に木村推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に建設業、発電設備事業を営んでいる法人であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数は150日、経営面積177アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、耕作されなくなったときは賃借権を解除する条件付きで、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号10番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番（高須一郎君） 16番高須です。受理番号10番について、報告いたします。

9月5日に宮崎推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数180日、経営面積378アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考

えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

受理番号11番については、農地中間管理機構が行う特例事業による案件のため、調査報告を省略いたします。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号11番までを採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号12番を議題といたします。

本件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限に、篠崎文夫委員が該当いたしますので、17番篠崎文夫委員の退室を求めます。

（篠崎委員退室）

それでは、事務局の説明をお願いします。

平沢主査。

○農業委員会事務局主査（平沢心平君） 8ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」

受理番号12番でございます。売買による所有権移転1件でございます。

受理番号12番 下根本字中子、外1地区、田10筆、20,019㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号受理番号12番の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員からの調査報告を遠藤委員よりお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号12番について、報告いたします。

9月2日に油原推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、耕運機1台、トラック1台を所有しております。農作業従事日数150日、経営面積270アール、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号12番を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。17番篠崎文夫委員の入室を許可します。  
（篠崎委員着席）

---

#### 日程5 議案第2号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。受理番号4番、5番につきましては、のちほど一括で審議いたしますので、受理番号3番までについて事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 10ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。

受理番号1番 上君山字東ノ前、畑1筆、459㎡、全体事業計画1,603㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電、545ワットパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンス等で囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

受理番号2番 橋向字橋向、田1筆、畑1筆、754㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、近隣で建設業を営んでおりますが、事業の拡大に伴い資材置場が不足していることから、従業員駐車場を移転したことによる追認申請になります。追認申請に伴い、始末書も提出されております。

受理番号3番 沼田字神田、畑1筆、2,626㎡についてですが、転用目的は太陽光発電、310ワットパネル360枚設置。市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。これで、議案第2号受理番号1番から3番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○1番（墳本典勇君） 1番墳本です。受理番号1番について、去る7日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありません

でした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、内田委員より報告をお願いいたします。

○8番（内田和新君） 8番内田です。受理番号2番について、去る7日、大野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○5番（村山文雄君） 5番村山です。受理番号3番について、去る7日、根本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号1番から3番までを採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号の受理番号13番、14番と議案第2号の受理番号4番、並びに議案第1号の受理番号15番から18番と議案第2号の受理番号5番が、いずれも所在と申請人が同一の、営農型太陽光発電施設設置のための申請でありますので、一括議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長（宮本祐司君） 8ページをお開き願います。

議案第1号 受理番号13番 佐倉字佐倉原、畑1筆、389㎡、受理番号14番 佐倉字佐倉原、畑1筆、2、689㎡、受理番号15番 柏木字天神前、畑1筆、622㎡、受理番号16番 柏木字天神前、畑1筆、156㎡、受理番号17番 柏木字天神前、畑1筆、435㎡、受理番号18番 柏

木字天神前、畑1筆、144㎡につきましては、農地法第3条、営農型太陽光発電施設設置のための地上権設定でございます。次に、10ページをお開き願います。

議案第2号 受理番号4番 佐倉字佐倉原、畑2筆、0.42㎡についてですが、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。申請地は、市街化調整区域、土地改良区域内の農用地区域の農地となります。375ワットパネルを305枚設置し、下部農地でサカキを栽培する計画です。経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。

受理番号5番 柏木字天神前、畑4筆、0.67㎡についてですが、申請人が営農型太陽光発電施設用地としてパネル設置のための支柱部分等を一時転用するものでございます。申請地は、非線引き区域で10ヘクタール以上の農地の広がりがあることから第1種農地と判断いたしました。375ワットパネルを305枚設置し、下部農地でサツマイモを栽培する計画で、経済産業省の事業計画認定等の協議も了しております。以上、議案第1号、受理番号13番から18番、議案第2号、受理番号4番、5番の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。議案第1号受理番号13番、14番と議案第2号受理番号4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。宮本委員が欠席のため、代理で報告いたします。議案第1号受理番号13番、14番および議案第2号受理番号4番について、去る7日、坂本推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、議案第1号受理番号15番から18番と議案第2号受理番号5番について、野口委員より報告をお願いいたします。

○12番（野口克行君） 12番野口です。議案第1号受理番号15番から18番および議案第2号受理番号5番について、去る7日、永野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、下部農地で営農をしながら太陽光発電施設として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準を満たしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条の規定による権利、移転の許可について」の受理番号13番から18番と、議案第2号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転の許可について」の受理番号4

番、5番を一括採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(根本 脩君) 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

#### 日程6 議案第3号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長(根本 脩君) 続きまして、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

宮本係長。

○農業委員会事務局係長(宮本祐司君) 12ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付」について

登記地目変更のための非農地証明書の交付4件でございます。

受理番号1番 犬塚字井戸久保、畑1筆、351㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号2番 上馬渡字小路口、畑1筆、434㎡についてですが、平成8年頃より宅地として利用されており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

受理番号3番 中山字大山下、畑2筆、1,057㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

受理番号4番 江戸崎字道城沖、田1筆、839㎡、宅地については、平成6年頃より宅地として利用され、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付されており、荒廃地については、耕作に供されず荒廃しているとの申請となります。以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長(根本 脩君) 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。受理番号1番について、横田委員より報告をお願いいたします。

○3番(横田悌次君) 3番横田です。受理番号1番について、去る7日、村山委員と推進委員の古渡委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号2番について、高須委員より報告をお願いいたします。

○16番(高須一郎君) 16番高須です。受理番号2番について、去る7日、野口委員と推進委員の宮崎委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、平成8年頃から、宅地として利用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の農地に該当せず、非農地と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長(根本 脩君) ありがとうございます。

続きまして、受理番号3番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○4番（遠藤一行君） 4番遠藤です。受理番号3番について、去る7日、山口委員と推進委員の海老原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、受理番号4番について、山下委員より報告をお願いいたします。

○11番（山下恭一君） 11番山下です。受理番号4番について、去る7日、宮本委員と推進委員の清原委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、事務局の説明どおりで間違いは無く、平成6年頃から宅地として利用されている部分と現地が荒廃している部分があり、宅地については、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認し、荒廃地については周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いします

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明願に対する証明書の交付について」を採決いたします。本案は、申請のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

#### 日程7 議案第4号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 13ページをお開き願います。

議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定でございます。

新規設定が、8件、13筆、21,150㎡、再設定が、2件、25筆、23,956㎡の利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程8 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 16ページをお開き願います。

議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による利用権の設定で、農地中間管理事業を実施する、茨城県農林振興公社が、中間管理権を取得するものでございます。

今回は、2件、2筆、2,471㎡についての利用権設定でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございますが、受理番号2番の利用目的「果菜」につきましては、野菜の中で、果実または種実を食用にする、ナス、トマト、キュウリ等となります。また、同じく受理番号2番の小作料につきましては、申請に1筆当たり10,000円と表示されていることから、面積で割り返した10アール当たりの金額を表示しております。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第5号「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

#### 日程9 議案第6号 稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

森田局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（森田 勝君） 17ページをお開き願います。

議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成される稲敷市農用地利用配分計画の案に対し、同条第3項の規定により、農業委員会が回答する意見について、ご審議をお願いするものでございます。

新規配分が2件、2筆、2,471㎡、再配分が1件、5筆、10,807㎡の配分計画でございます。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。  
（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第6号「稲敷市農用地利用配分計画（案）に対する意見決定について（中間管理事業）」を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。  
（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

---

○議長（根本 脩君） 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。  
（「異議なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和4年9月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時45分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

4番委員 遠 藤 一 行

5番委員 村 山 文 雄